

答 申

1 審査会の結論

浜田市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、その一部を不開示とした決定について、別表の第 2 欄に掲げる部分を開示すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

(1) 開示請求

開示請求者は、令和 5 年 12 月 13 日付けで、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化補助金等で採択に至ったもの、至らなかったものの申請書類、添付資料一切」の開示請求を行った。

(2) 公文書の特定

実施機関は、該当する公文書として、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

ア 観光庁令和 5 年度事業「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」（以下「観光庁事業」という。）において採択された者（以下「採択者」という。）の計画申請に係る書類（以下「採択計画書」という。）

イ 観光庁事業において不採択となった者（以下「不採択者」という。）の計画申請に係る書類（以下「審査対象公文書」という。）

(3) 部分開示決定

実施機関は、本件公文書には条例第 7 条第 2 号及び第 3 号アに該当する不開示情報が記録されていると判断し、令和 5 年 12 月 26 日付けで、当該不開示情報を除き開示する部分開示決定（浜田市指令金産第 105 号。以下「本件処分」という。）をし、開示請求者に通知した。

(4) 審査請求

開示請求者は、本件処分を不服として、令和 6 年 1 月 16 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

(5) 諮問

実施機関は、令和 6 年 3 月 1 日付けで、条例第 19 条第 1 項の規定により浜田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

3 審査請求人の主な主張

(1) 審査請求の趣旨

不採択者に係る申請書類において不開示とした部分に係る決定の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由及び意見

ア 条例第 8 条（部分開示）関係

のり弁で開示されていないものが過大である。「でした。」とか影響のない範囲で公開すべき。

イ 採択又は不採択の結果による開示又は不開示の判断について

(ア) 採択計画書はオープンとし、審査対象公文書は法人等の利益への影響を根拠にクローズとしているが、採択計画書についても、オープンにされれば他のライバル企業も同じことが行えるため、採択者の利益は害されるものである。

(イ) 利益の影響を根拠に判断をするのであれば、採択計画書及び審査対象公文書について、オープン又はクローズのいずれかに統一すべきである。

4 実施機関の主な主張

実施機関の本件処分に関する主張及び説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 3 号ア該当性

審査対象公文書に記載されている情報は、法人その他の団体に関する情報であり、不開示とした部分は、施設の計画等に関する情報や営業活動の計画（以下、「事業計画情報」という。）について記載されているものであって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第 7 条第 3 号アに該当すると判断した。

(2) 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性

審査対象公文書に記載されている情報は、事業計画情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められず、条例第 7 条第 3 号ただし書には該当しないと

判断した。

(3) 条例第 8 条（部分開示）関係

不開示としている部分は、文章、グラフ及びイメージ写真等で構成された事業計画情報であって、それらは一体のものであることから、開示部分と不開示部分を分離することは困難であると判断した。

(4) 採択又は不採択の結果による開示又は不開示の判断について

事業の採択又は不採択の結果により開示又は不開示の判断はしておらず、採択計画書に係る事業計画情報にあっては市が採択者に対して補助を行うため、議会に予算案を上程し、その際、事業概要及び全体計画等（以下「概要等」という。）を公にしたことから、開示請求においても公にすべきと判断し、審査対象公文書に係る事業計画情報にあっては上記の理由により公にすべきでないと判断した。

(5) 結論

以上のことから、本件処分は妥当である。

5 本審査会の判断

審査対象公文書について、不開示情報の該当性等について検討する。

(1) 条例第 7 条第 3 号ア該当性

ア 条例第 7 条第 3 号アの規定は、法人その他の団体及び事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、公正な競争秩序を維持するため、開示することにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報は、原則不開示とすることを定めたものである。

イ 審査対象公文書は、観光庁の「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の計画申請に係る書類であって、不採択者が観光庁に申請したものである。

審査対象公文書に記載されている情報は、事業計画情報であって、事業者の蓄積した経験、知見及び独自の創意工夫により作成されたものであり、当該事業者のノウハウに係る情報であることから、条例第 7 条第 3 号アに規定する情報に該当すると認められる。

(2) 条例第 7 条第 3 号ただし書該当性

ア 条例第 7 条第 3 号ただし書の規定は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、人の生命、健康、生活又は財産に現に危害を与え、又は将来与えるおそれがある場合は、その事業活動が違法又は不当で

あるか否かを問わず、人の生命等を保護するために公開することが必要と認められる情報は、開示することができることを定めたものである。

イ 審査対象公文書に記載されている情報は、事業計画情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報であるとは認められず、条例第 7 条第 3 号ただし書には該当しないと認められる。

(3) 条例第 8 条（部分開示）関係

ア 条例第 8 条の規定は、公文書の原則公開の趣旨から、公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該不開示部分を容易に除くことができるときは、当該不開示部分に有意の情報が記録されているときは、当該不開示部分を除いた部分を開示しなければならないことを定めたものである。

イ 審査対象公文書中の実施機関が不開示とした部分には、条例第 7 条第 3 号アに該当する不開示情報が記録されている部分から容易に区分でき、かつ、有意の情報が記録されている部分があると認められることから、当該情報については開示すべきである。

ウ 例えば、様式の項目の部分は、定型のものとして定められ公表されている情報であり、当該項目の部分のみで意味を持つ単語であることをもって有意の情報であると認められることから、開示すべきである。

エ 不開示部分のうち、審査請求人が主張する「でした。」などの部分のみでは有意の情報であるとは認められず、分離して取り扱う必要はない。

(4) 採択又は不採択の結果による開示又は不開示の判断について

ア 審査請求人は、事業の採択又は不採択の結果によって、条例第 7 条第 3 号アの該当性が判断されるべきでない旨を主張しており、当該主張のとおり、条例第 7 条第 3 号アの該当性については、事業の採択又は不採択の結果によって判断されるものではなく、情報を開示することにより客観的にみてある程度確実に法人等の権利利益が害される蓋然性（以下「権利等侵害蓋然性」という。）の有無によって判断すべきものである。

イ 実施機関は、採択計画書に係る事業計画情報にあつては市が採択者に対して補助を行うに当たり概要等を公にしたことから、開示請求においても公にすべきと判断し、審査対象公文書に係る事業計画情報に

あつては公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、公にすべきでないと判断した旨を主張しており、当該主張のとおり、採択計画書に係る事業計画情報を開示することによる権利等侵害蓋然性はないものと認められ、審査対象公文書に係る事業計画情報を開示することによる権利等侵害蓋然性はあるものと認められる。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 本審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 3 月 1 日	・ 実施機関から本審査会に対し諮問
令和 6 年 3 月 25 日	・ 実施機関から資料を受理
令和 6 年 5 月 28 日	・ 令和 6 年度第 1 回会議 実施機関から意見聴取 審議
令和 6 年 6 月 21 日	・ 審査請求人から資料を受理
令和 6 年 7 月 19 日	・ 令和 6 年度第 2 回会議 審査請求人から意見聴取 審議
令和 6 年 9 月 6 日	・ 令和 6 年度第 3 回会議 実施機関から意見聴取 審議
令和 6 年 10 月 8 日	・ 令和 6 年度第 4 回会議 審議
令和 6 年 11 月 26 日	・ 令和 6 年度第 5 回会議 答申案の審議
令和 6 年 12 月 27 日	・ 答申の決定
令和 6 年 12 月 27 日	・ 本審査会から実施機関に対し答申

別表

No	1 審査対象公文書	2 開示すべき部分
1	〇〇〇エリア 地域特性分析(総括版)	(1) 1 枚目 ・1 行目の 8 字目～10 字目 ・様式で定められている項目の部分 (2) 2 枚目 ・1 行目の 8 字目～10 字目 ・様式で定められている項目及び記号の部分
2	〇〇〇エリア 地域計画のサマリ	(1) 1 枚目 ・1 行目の 8 字目～10 字目 ・様式で定められている項目及び記号の部分 (2) 2 枚目 ・1 行目の 8 字目～10 字目
3	〇〇〇エリア 個別事業計画一覧	・1 行目の 8 字目～10 字目 ・様式で定められている項目の部分
4	1. 地域特性分析 A. 地域概要・観光の動向	なし
5	1. 地域特性分析 B. 地域の強み	なし
6	1. 地域特性分析 C. 地域の強み	なし
7	1. 地域特性分析 D. S W O T 分析	なし
8	2. 地域計画 A～H	なし
9	3. 実施体制	なし
10	4. 自治体の方針・本事業と連動する取組	なし

(参考)

浜田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(50 音順)

氏 名	現 職	備 考
岩 本 浩 史	島根県立大学教授	会長
牛 尾 聖 次	行政相談委員	
岡 本 寛	島根県立大学准教授	職務執行代理者
名古田 薫	司法書士	
渡 部 恵 子	元・浜田市職員	